

高齢者の権利侵害に解決に向けた阻害要因の検討

国際医療福祉大学 若倉 健(会員番号 04799)

〔キーワード〕権利侵害、地域包括支援センター、高齢者虐待

1. 研究目的

認知症高齢者等の地域生活を支援して行く上で、特に判断能力の低下した方や自らの力では権利を守ることのできない方への支援には、人権擁護の観点から「特別な配慮」が求められる。例えば、臨床場面における重要な「自己決定」、「財産や不動産の管理」、「各種福祉サービスの利用における契約」等について、利用者本人の判断能力に不安がある場合は、家族や親族等のみに任せるのではなく、成年後見制度の活用等、適切な法的手続に基づき、慎重に対応して行くことが、相談機関の専門職には必要とされている。

これまで、2004年～2010年にかけて栃木県の塩谷地区にある地域包括支援センターにおいて事例検討会を実施してきた。

本研究の目的は、地域包括支援センターでの事例検討を通して、高齢者虐待の事例を中心に、高齢者の権利侵害の解決に向けた阻害要因を明らかにすることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

本研究では、塩谷地区にある地域包括支援センターの専門職との事例検討によって得られた質的データの分析を行った。具体的な事例検討の方法は以下の通りである。

塩谷地区地域包括支援センター連絡会(矢板市、さくら市、高根沢町、塩谷町)を通じて、塩谷地区の地域性や文化について共通認識を図り、地域包括支援センターと共同して、調査研究の視点や枠組みを検討する。

塩谷地区地域包括支援センター連絡会で実施している「事例研究」を通じて、地域住民のニーズを把握する。

「事例研究」で得られた調査結果を基に、塩谷地区地域包括支援センター連絡会と共同して、地域住民への働きかけを中心に、高齢者虐待の支援に必要とされる取り組みについて分析する。

3. 倫理的配慮

事例の提供者には、研究の主旨を文書および口頭で説明し、市町村の自治体職員および地域包括支援センターの職員から同意を得て実施した。さらに、事例の対象者の秘密保持のため、ID番号で管理した。

また、研究の協力者に対して必ず調査内容の説明、調査内容を調査、研究目的以外には使用しない旨を明示したうえでを行っている。さらに事例分析にあたっては、個人を特定できないようにしてある。

4. 研究結果

事例検討（13事例）の分析結果として、高齢者の権利侵害の解決に向けた阻害要因は、以下の通りである。

家族間における世代を超えた虐待の連鎖

虐待されている高齢者も「仕方ない」「当然だ」と虐待されていることを受け入れているため、抵抗しない。また、虐待している家族も「過去に虐待された」ため、虐待して当然と考えている。

地域包括支援センターの職員による支援を拒否する

地域で凶悪な犯罪等発生し、誰も信じることが出来ない状況にある。市町村職員でさえ信じてもらうことができない。自分の身は自分で守らなくてはいけないという考えがあるため、虐待を受けていてもSOSを発することができない。

家族介護の意識

両親の世話をするのが当然であるという意識が強く、第三者による介護を拒否する。

介護者の精神状態

高齢者との生活スタイルの違い、性格の違いなどにより、お互い穏やかな気持ちで接することができず、頭で虐待してはダメだと分かっているにもかかわらず虐待を止めることができない。

家族制度

長男または長男の嫁が介護すべきとの意識が強く、長男への過度な経済的負担が原因で虐待へと発展している。

また、地域包括支援センターの職員の多くが、高齢者虐待の発見、認識ができていたとしても、解決に向けたアプローチに至らず、支援が停滞してしまう可能性について、事例を提供していただいた地域包括支援センターと共通認識を持つことできた。その要因としては、上記に示した通りであるが、少なくとも専門職として「一歩引いてしまう」ということは、高齢者虐待を「放置」することにつながってしまう。

高齢者虐待の迅速な解決のためには、「介入の糸口」を探し、信頼関係の構築を通して支援を出発させること、そして、高齢者虐待が発生する地域や家族の「構造」や「関係性」を変える勇気を持つことが、求められていると考えられる。

本研究は国際医療福祉大学の学内研究費による助成を受け実施されました。